

防災安全R 6－5 7
2 0 2 5 年 3 月 2 5 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部長

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

弊社から2025年3月25日付で届け出ました「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」につきましては、福島県原子力安全対策課の組織改正に伴い、見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽易な変更扱いとして、2025年4月1日より次回修正までの間、別添のとおり読み替えて運用させていただきますので、ご連絡致します。

別添

- ・福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

以上

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
	福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊 2025年3月 東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊 2025年3月 東京電力ホールディングス株式会社	

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
II-3	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の連絡先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の連絡先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	福島県原子力安全対策課の組織改正に伴う読み替え
	II-3	II-3	

福島県原子
力安全対策
課の組織改
正に伴う読
み替え